

産業医科大学受託研究取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、産業医科大学（以下「本学」という。）における受託研究（企業、研究所、国、地方公共団体又はその他の機関（以下「委託者」という。）からの委託を受けて学校法人の業務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。以下同じ。）の取扱いを定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「知的財産権」とは、産業医科大学知的財産管理規程（平成18年規程第10号。以下「知的財産管理規程」という。）第2条第1項に規定するものをいう。

2 この規程において「成果有体物」とは、産業医科大学成果有体物取扱規程（平成18年規程第13号。以下「成果有体物取扱規程」という。）第2条第1項に規定するものをいう。

3 この規程において「著作物」とは、産業医科大学著作権取扱規程（平成18年規程第14号。以下「著作権取扱規程」という。）第2条第1項に規定するものをいう。

4 この規程において「発明等」とは、知的財産管理規程第2条第2項に規定するものをいう。

（受入れの原則）

第3条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であって、本来の教育研究及び診療に支障をきたすおそれがなく、かつ、本学の諸規則に抵触しないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

（研究者）

第4条 研究担当者が複数の場合は、主任研究担当者を1名定めることとする。

2 研究担当者は、受託研究の必要に応じ、学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）と雇用関係のある職員、訪問研究員、派遣研究員、海外流動研究員、派遣職員、委託職員、大学院生、学部学生、留学生及び研究生を研究協力者又は研究補助者とすることができる。この場合において、学校法人は、当該研究協力者又は研究補助者との間で受託研究の協力又は補助に関する契約（服務、知的財産権、成果有体物、著作物等の取扱いを含む。）を締結しなければならない。

3 当該受託研究と併せて、委託者が、委託者の組織に所属する研究員を本学に派遣（以下「派遣研究員」という。）し、研究担当者の当該派遣研究員に対する当該研究についての技術指導、学識の教授等を依頼したときは、本学はこれを受け入れることができる。

4 派遣研究員の受入れに関する事項は、別に定める。

（受入れ条件）

第5条 受託研究の受入れに当たっては、原則として次の各号に掲げる条件を付するものとする。

（1） 受託研究は、委託者が一方的に中止することができないこと。

（2） 受託研究により生じた知的財産権、成果有体物及び学校法人又は学校法人の組織（講座、研究室等）の名義で公表する著作物に係る著作権及び著作人格権（以下「知的財産権等」という。）は学校法人に帰属するものとする。

（3） 受託研究により学校法人が取得した知的財産管理規程第2条第1項に規定する権利（以下「特許権等」という。）は、委託者又は委託者の指定する者に限り、優先的に実施させることができること。この場合において、実施料を学校法人に支払わなければならないこと。

（4） 委託者又は委託者の指定する者が前号に規定する優先的実施の期間において正当な理由なく実施しないときは、委託者及び委託者の指定する者以外のものに対し、実施の許諾をすることができること。

（5） 受託研究に要する経費により取得した設備等は、返還しないこと。

（6） やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合において、学校法人はその責を負わず、中止する場合は、原則として当該研究に要する経費は委託者に返還しないこと。

（7） 受託研究に要する経費が納入されていないときは、原則として受託研究を開始しないこと。

(8) 受託研究の研究成果は公表を原則とするが、その時期、方法等は学校法人と委託者との間で適切に決めること。

(申込み)

第6条 受託研究の申込みをしようとする者は、受託研究申込書を産学連携・知的財産本部（以下「知的財産本部」という。）を経て、学長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第7条 学長は、受託研究申込書等を受理したときは、第5条に定める受入れの原則に基づき、知的財産本部の意見を聴き当該受託研究の受入れを決定する。この場合において、学長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、研究担当者の所属長（以下「所属長」という。）の意見を聴くものとする。

(受入れの通知)

第8条 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、知的財産本部を経て、受託研究受入決定通知書により申込者に、受託研究受入決定通知書により理事長に、それぞれ通知するものとする。

(契約の締結及び通知)

第9条 前条の規定により理事長に受託研究の受入れの通知があったときは、契約担当役は、速やかに申込者との間で受託研究契約を締結するものとする。

2 前項に規定する契約書には、次の各号に掲げる事項を記さなければならない。

- (1) 当該研究の経費及び研究期間に関する事項
- (2) 当該研究の中止に関する事項
- (3) 当該研究の結果生じた知的財産権等の権利帰属、その取扱い、守秘義務等に関する事項
- (4) 当該研究のために取得した設備等の帰属に関する事項
- (5) 当該研究の成果の公表の時期、方法等及び守秘義務に関する事項
- (6) 当該研究のため委託者から提供を受ける情報、試料等の利用範囲、守秘義務等に関する事項
- (7) 研究遂行中の事故、補償等に関する事項
- (8) 派遣研究員を受け入れるときは、当該研究者の受入条件、服務等に関する事項

第10条 契約担当役は、受託研究契約を締結したときは、知的財産本部を経て、直ちに学長、所属長、研究担当者及び出納命令役にその旨を通知するものとする。

(研究に要する経費)

第11条 学校法人は、受託研究のために必要な施設設備等を利用させるとともに、当該施設設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 委託者は、受託研究遂行のため、前項により学校法人が負担するものを除き、謝金、旅費、備品費、消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び直接経費の15%に相当する額の間接経費を負担するものとする。

(研究の開始)

第12条 研究担当者は、資金が示達されたときから受託研究を開始するものとする。ただし、委託者が国、地方公共団体等の公的機関及び競争的研究費配分機関のときは、第10条の規定により研究担当者に通知されたときから受託研究を開始することができる。

(研究に要する設備)

第13条 学長は、受託研究の遂行上必要があると認めたときは、委託者の所有する設備、備品等を無償で受け入れることができる。

2 前項の規定により受け入れる設備、備品等の帰属及び搬入、搬出、設備等の経費支出については、学校法人と委託者との間で協議の上決める。

（設備の帰属）

第14条 第11条第2項に規定する直接経費により取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

2 前項の規定は、受託研究が中止となったときも適用する。

（研究の中止又は延長）

第15条 研究担当者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちにその旨を所属長及び知的財産本部を経て、学長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 学長は、前項の報告により当該研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを中止し、又はその期間を延長することを決定し、受託研究中止・延長決定通知書により知的財産本部を経て、契約担当役に通知するものとする。

3 学校法人は、前項の決定がなされたときは、直ちに委託者に通知するものとする。

4 第5条第6号の規定にかかわらず、第2項に規定する中止の理由が、学校法人の業務上の理由であると学長が認めたときは、学校法人は、委託者が負担した既納の研究経費の額のうち、直接経費の不要となった額の範囲内において、その全部又は一部を委託者と協議の上、返還することができる。この場合において、間接経費の返還額は、返還することとなった直接経費の15%とする。

（完了の報告）

第16条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、受託研究完了報告書により所属長、知的財産本部を経て学長に報告し、受託研究完了通知書により契約担当役に通知するものとする。

（知的財産の取扱い）

第17条 受託研究の結果生じた知的財産権、成果有体物及び著作物の取扱いについては、契約の定めのある場合を除き、知的財産管理規程、成果有体物取扱規程、著作権取扱規程及びこの規程の定めるところによる。

（知的財産権の帰属）

第18条 受託研究を行った結果及びその過程で生じた知的財産権等は、学校法人に帰属する。

（権利の譲渡）

第19条 委託者から、学校法人に帰属する知的財産権等について、譲渡の要請があったときは、学校法人は、適正な条件及び対価を委託者と協議の上、決定するものとし、当該決定事項に基づく譲渡契約により委託者へ譲渡することができる。

（優先実施）

第20条 受託研究により学校法人が取得した特許権等は、委託者又は委託者の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。この場合において、委託者又は委託者の指定する者は、実施しようとするときは、実施料を学校法人に支払わなければならない。

2 学校法人は、前項に規定する優先実施をさせるときは、委託者との間で実施に関する契約を結ぶこととする。

3 第1項における優先の実施期間は、必要に応じて更新の契約を締結の上、更新することができる。ただし、更新する場合の取扱いに当たっては、公共性及び公平性を著しく損なうことがない等の配慮の上、実施することとする。

（実施の許諾）

第21条 学校法人は、委託者又は委託者の指定する者が前条に規定する優先の実施の期間において、正当な理由なく実施しないときは、委託者及び委託者の指定する者以外のもの（以下「第三者」という。）に対し、実施の許諾をすることができる。この場合において、第三者は、実施しようとするときは、第三者の長と学校法人で実施契約を締結の上、実施料を学校法人に支払わなければならない。

（研究成果の公表）

第22条 研究成果の公表の時期及びその方法は、契約等に定めのある場合を除き、知的財産本部、研究担当者及び委託者との協議により決定するものとする。

2 委託者から、学校法人に対して、成果有体物、著作物等の研究成果の公表の中止（契約等に定めるものを除く。）について要請があったときは、知的財産本部、研究担当者及び委託者との協議により決定するものとする。この場合において、成果有体物、著作物等の研究成果を公表しないことが、公共性及び公平性を著しく損なうことがない等の配慮をするものとする。

3 前項の場合において、公表の中止について有償で要請があったときは、学校法人と委託者との間で必要な契約を締結しなければならない。

（会計処理）

第23条 出納命令役は、第10条の規定により通知を受けたときは、直ちに当該受託研究に係る収入支出を行うために必要な手続をするものとする。

2 受託研究に係る会計処理は、学校法人産業医科大学会計規則（昭和53年規則第5号）により行うものとする。

（適用除外）

第24条 受託研究の実施に当たり、特別な事情があるときは、知的財産権等の権利行使、必要な研究費を担保すること、研究の有用性、先進性等を総合的に判断し、不利とならない範囲において、この規程の一部を適用しないことができる。この場合において、受託研究の実施内容、知的財産権等の取扱い等について遺漏なきよう契約書に定めなければならない。

（雑則）

第25条 この規程で定める委託者との契約書については、知的財産本部が当該契約書の内容を作成する。

2 契約に当たっては、委託者が企業等組織の場合は、当該組織の長との間で締結するものとする。

第26条 委託者との協議、連絡等は、研究担当者と知的財産本部が協力して実施する。

第27条 受託研究の事務は、大学事務部研究支援課、財務部契約課及び財務課で協議の上、処理する。

第28条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 受託研究取扱規程（昭和57年規程第16号）は、廃止する。

3 この規程の施行日より前に、前項の規定により廃止された規程（以下「旧規程」という。）に基づき契約がなされた受託研究の取扱いは、当該受託研究が完了とするまで旧規程を適用する。

附 則（平成19年3月30日規程第20号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規程第16号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日規程第8号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規程第22号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月10日規程第10号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月2日規程第20号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規程第14号）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前に契約を締結した受託研究における間接経費の割合については、改正後の産業医科大学受託研究取扱規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月7日規程第6号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号 削除

様式第2号 削除

様式第3号 削除

様式第4号 削除

様式第5号 削除

様式第6号 削除